**ハラスメント対策　就業規則例（千葉労働局版）**

**例１ 就業規則に委任規定を設けた上で、詳細を別規定に定める例**

**＜就業規則（本則）の規定＞**

第□条職場におけるハラスメントの禁止

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、第○条（服務規律）及び第△条（懲戒）のほか、詳細は「職場におけるハラスメントの防止に関する規定」により別に定める。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

**＜詳細について定めた別規定＞**

－ 職場におけるハラスメントの防止に関する規定－

（目的）

第１条　本規定は、就業規則第□条に基づき、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（以下｢職場におけるハラスメント｣という）を防止するために従業員が遵守するべき事項を定める。

なお、この規定にいう従業員とは、正社員だけではなく、契約社員及び派遣労働者も含まれるものとする。

（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの定義）

第２条　パワーハラスメントとは、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境を害することをいう。なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。

２ セクシュアルハラスメントとは、職場における性的な言動に対する他の従業員の対応等により当該従業員の労働条件に関して不利益を与えること又は性的な言動により他の従業員の就業環境を害することをいう。また、相手の

性的指向又は性自認の状況にかかわらないほか、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も該当する。

３ 前項の他の従業員とは直接的に性的な言動の相手方となった被害者に限らず、性的な言動により就業環境を害されたすべての従業員を含むものとする。

４ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは、職場において、上司や同僚が、従業員の妊娠・出産及び育児等に関する制度又は措置の利用に関する言動により従業員の就業環境を害すること並びに妊娠・出産等に関する言動により女性従業員の就業環境を害することをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントには該当しない。

５ 第１項、第２項及び第４項の職場とは、勤務部店のみならず、従業員が業務を遂行するすべての場所をいい、また、就業時間内に限らず、実質的に職場の延長とみなされる就業時間外の時間を含むものとする。

（禁止行為）

第３条　すべての従業員は、他の従業員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、ハラスメントに対する関心と理解を含め、他の従業員に対する言動に注意を払い、職場内において次の第２項から第５項に掲げる行為をしてはならない。また、自社の従業員以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはならない。

２ パワーハラスメント(第２条第１項の要件を満たした以下のような行為)

①殴打、足蹴りするなどの身体的攻撃

②人格を否定するような言動をするなどの精神的な攻撃

③自身の意に沿わない従業員に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離するなどの人間関係からの切り離し

④長期間にわたり、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下で、勤務に直接関係ない作業を命じるなどの過大な要求

⑤管理職である部下を退職させるため誰でも遂行可能な業務を行わせるなどの過小な要求

⑥他の従業員の性的指向・性自認や病歴などの機微な個人情報について本人の了解を得ずに他の従業員に暴露するなどの個の侵害

３ セクシュアルハラスメント(第２条第２項の要件を満たした以下のような行為)

①性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言

②わいせつ図画の閲覧、配付、掲示

③うわさの流布

④不必要な身体への接触

⑤性的な言動により、他の従業員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為

⑥交際・性的関係の強要

⑦性的な言動への抗議又は拒否等を行った従業員に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為

⑧その他、相手方及び他の従業員に不快感を与える性的な言動

４ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(第２条第５項の要件を満たした以下のような行為)

①部下の妊娠・出産、育児･介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動

②部下又は同僚の妊娠・出産、育児･介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動

③部下又は同僚が妊娠・出産、育児･介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等

④部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動

⑤部下又は同僚が妊娠・出産等したことに対する嫌がらせ等

５ 部下である従業員が職場におけるハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する上司の行為

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※懲戒については、企業の実情により懲戒１または懲戒２から選択してください。

（懲戒１）

第４条　次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める懲戒処分を行う。

①第３条第２項（①を除く。） 、第３条第３項①から⑤及⑧及び第４項の行為を行った場合

就業規則第▽条第１項①から④までに定めるけん責、減給、出勤停止又は降格

②前号の行為が再度に及んだ場合、その情状が悪質と認められる場合、第３条第２項①又は第３条第３項⑥、⑦の行為を行った場合

就業規則第▽条⑤に定める懲戒解雇

（懲戒２）

第４条　ハラスメントが確認された場合は、就業規則に基づき、懲戒処分の対象となることがある。懲戒処分の内容は、行為の具体的な態様（時間・場所・内容・程度）、当事者同士の関係（職位等）、被害者の対応・心情等を総合的に判断して決定する。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（相談及び苦情への対応）

第５条　職場におけるハラスメントに関する相談窓口は本社総務課長及び各事業場の総務担当者とし、その責任者は総務部長とする。

２ 職場におけるハラスメントの被害者に限らず、すべての従業員は、パワーハラスメントや性的な言動、妊娠・出産・育児休業等に関する就業環境を害する言動に関する相談を相談窓口の担当者に申し出ることができる。

３相談窓口担当者は相談者からの事実確認の後、本社においては総務部長へ、各事業場においては所属長へ報告する。報告に基づき、総務部長又は所属長は相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、上司その他の従業員等に事実関係を聴取する。

４ 前項の聴取を求められた従業員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

５所属長は総務部長に事実関係を報告し、総務部長は、問題解決のための措置として、第４条による懲戒の他、行為者の異動等被害者の労働条件及び就業環境を改善するために必要な措置を講じる。

６ 相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いは行わない。

（再発防止の義務）

第６条　総務部長は、職場におけるハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析等、適切な再発防止策を講じなければならない。

（その他）

第７条　性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や要因になり得ること、また、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景となり得ることから、このような言動を行わないよう注意すること。

２　妊娠・出産・育児休業等に関する制度の利用ができることについては、就業規則または育児・介護休業規定による。

附則　本規定は令和○年○月○日より実施する。

注) 就業規則等に定めた事項以外にも、相談窓⼝を設置し、相談窓⼝担当者について周知するとともに、妊娠・出産・育児休業等に関する制度が利⽤できることについて、別途定めたうえで周知する必要があります。

また、妊娠・出産等に関する否定的な言動や性別役割分担意識に基づく言動はハラスメントの発生の原因や背景となり得ることがあることから、このような言動を⾏わないようにすることについても、周知する必要があります。

**例２　就業規則に明記されていない事項をリーフレットなどで周知する例**

就業規則の懲戒規定が定められており、その中で職場におけるハラスメントに該当するような⾏為が⾏われた場合の対処方針・内容などがすでに読み込めるものとなっている場合には、職場におけるハラスメントが適⽤の対象となることをパンフレット、リーフレット、社内報、社内ホームページなどで周知することで措置を講じたことになります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第○章服務規律

第○条従業員は、次のような行為を行ってはならない。

① 他人に不快な思いをさせ、会社の秩序、風紀を乱す行為

② 他人の人権を侵害したり、業務を妨害したり、退職を強要する行為

③ 暴行、脅迫、傷害、賭博又はこれに類する行為及び恥辱等の行為

④～⑥ 略

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第△章懲戒

（懲戒の事由）

第△条従業員が次のいずれかに該当するときは、その情状により、けん責、減給、出勤停止又は降格とする。

①～⑤ 略

⑥ 第○条（服務規律）①又は②により風紀を乱したとき

２ 従業員が次のいずれかに該当するときは、その情状により、諭旨解雇又は懲戒解雇とする。

①～⑩ 略

⑪ 前項⑥により数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず改善の見込みがない場合、又は第○条（服務規律）

③により風紀を乱したとき。

○年○月○日

ハラスメントは許しません！！

株式会社○○○ 代表取締役社長○○○

１ 職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となることがあり、また、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景になることがあります。このような言動を行わないよう注意しましょう。また、パワーハラスメントの発生の原因や背景には、労働者同士のコミュニケーションの希薄化などの職場環境の問題があると考えられますので、職場環境の改善に努めましょう。

２ 我が社は下記のハラスメント行為を許しません。また、我が社の従業員以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはなりません。（なお、以下のパワーハラスメントについては、優越的な関係を背景として行われたものであることが前提です。）

「就業規則第○条①他人に不快な思いをさせ、会社の秩序、風紀を乱す行為」とは、次のとおりです。

＜パワーハラスメント＞

①隔離・仲間外し・無視等人間関係からの切り離しを行うこと

②私的なことに過度に立ち入ること

＜セクシュアルハラスメント＞

③性的な冗談、からかい、質問

④わいせつ図画の閲覧、配付、掲示

⑤その他、他人に不快感を与える性的な言動

＜妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント＞

⑥部下又は同僚による妊娠・出産、育児･介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動

⑦部下又は同僚が妊娠・出産、育児･介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等

⑧部下又は同僚が妊娠・出産等したことによる嫌がらせ等

「就業規則第○条②他人の人権を侵害したり、業務を妨害したり、退職を強要する行為」とは、次のとおりです。

＜パワーハラスメント＞

⑨業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害を行うこと

⑩業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと

＜セクシュアルハラスメント＞

⑪性的な噂の流布

⑫身体への不必要な接触

⑬性的な言動により社員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為

＜妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント＞

⑭部下による妊娠・出産、育児･介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆

する行為

⑮部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他不利益な取扱いを示唆する行為

「就業規則第○条③暴行、脅迫、傷害、賭博又はこれに類する行為及び恥辱等の行為」とは次のとおりです。

＜パワーハラスメント＞

⑯暴行・傷害等身体的な攻撃

⑰脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言等精神的な攻撃を行うこと

＜セクシュアルハラスメント＞

⑱交際、性的な関係の強要

⑲性的な言動に対して拒否等を行った部下等従業員に対する不利益取扱いなど

３ この方針の対象は、正社員、派遣社員、パート・アルバイト等当社において働いている全ての労働者です。

セクシュアルハラスメントについては、上司、同僚、顧客、取引先の社員の方等が行為者になり得るものであり、異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為も対象となります。また、被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動であればセクシュアルハラスメントに該当します

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについては、妊娠・出産等をした女性労働者及び育児休業等の制度を利用する男女労働者の上司及び同僚が行為者となり得ます。

相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。

４ 社員がハラスメントを行った場合、就業規則第△条「懲戒の事由」第１項、第２項に当たることとなり、処分されることがあります。

その場合、次の要素を総合的に判断し、処分を決定します。

① 行為の具体的態様（時間・場所（職場か否か）・内容・程度）

② 当事者同士の関係（職位等）

③ 被害者の対応（告訴等）・心情等

５ 相談窓口

職場におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口担当者は次の者です。電話、メールでの相談も受け付けますので、一人で悩まずにご相談ください。

また、実際にハラスメントか起こっている場合だけでなく、その可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化するおそれがある場合、ハラスメントに当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。

○○課○○○（内線○○、メールアドレス○○○）（女性）

△△課△△△（内線△△、メールアドレス△△△）（男性）

××外部相談窓口（電話××、メールアドレス×××）

相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので、安心してご相談ください。

６ 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いは行いません。

７ 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。

８ 当社には、妊娠・出産、育児や介護を行う労働者が利用できる様々な制度があります。派遣社員の方については、派遣元企業においても利用できる制度が整備されています。どのような制度や措置が利用できるのかを就業規則等により確認しましょう。

制度や措置を利用する場合には、必要に応じて業務配分の見直しなどを行うことにより、職場にも何らかの影響を与えることがあります。制度や措置の利用をためらう必要はありませんが、円滑な制度の利用のためにも、早めに上司や人事部に相談してください。また気持ちよく制度を利用するためにも、利用者は日頃から業務に関わる方々とのコミュニケーションを図ることを大切にしましょう。

所属長は妊娠・出産、育児や介護を行う労働者が安心して制度を利用し、仕事との両立ができるようにするため所属における業務配分の見直し等を行ってください。対応に困ることがあれば、本社人事部○○課、△△に相談してください。

９ 職場におけるハラスメント防止研修・講習を実施する際は、積極的に参加してください。

**例３ どのような言動がどのような処分に相当するかを記載した懲戒規定の例**

就業規則の懲戒の事由に、具体的なハラスメントの言動を列挙した上で、それらを懲戒の種類と対応させる形で定めています。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（懲戒の種類）

第▽条懲戒は次の区分により行う。

① けん責始末書をとり将来を戒める。

② 減給将来を戒め、賃金を減額する。ただし、１回の額が平均賃金の１日分の半額とし、総額が1箇月の給与総額の10分の１を限度とする。

③ 出勤停止７日を限度として、出勤を停止し、その間の賃金は支給しない。

④ 降格職位を解任若しくは下位等級へ降格する。

⑤ 懲戒解雇即時に解雇する。ただし、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、第○条に定める解雇予告手当を支給しない。

（懲戒の事由）

第△条次のいずれかに該当するときは、その情状により、けん責又は減給に処する。

①～⑤ 略

④ 職場内において、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境を害する行為を行ったとき。

⑤ 職場内において、性的な言動によって他人に不快な思いをさせたり、職場の環境を悪くしたとき。

⑥ 職場内において、妊娠、出産、育児休業等に関する言動により、部下や同僚の就業環境を害したとき。

２ 次のいずれかに該当するときは、その情状により、減給又は出勤停止に処する。

① 前項の行為が再度に及んだ者又はその情状が悪質と認められたとき。

②～⑥ 略

⑦ 職場内において、性的な言動において、他人の業務に支障を与えたとき。

⑧ 職場内において、部下の妊娠、出産、育児休業等に関して、解雇その他不利益な取扱いを示唆したとき。

３ 次のいずれかに該当するときは、その情状により、諭旨解雇又は懲戒解雇とする。

① 前項の行為が再度に及んだ者又はその情状が悪質と認められたとき。

②～⑥ 略

⑦ 暴行・傷害等身体的な攻撃を行ったとき。

⑧ 職責を利用して交際を強要したり、性的な関係を強要したとき。

**例４ 処分にあたっての判断要素を記載した懲戒規定の例**

就業規則の懲戒の事由に、職場のハラスメントも含まれること並びに懲戒処分にあたっての判断要素を明らかにし、これをパンフレットなどで周知することで措置を講じたことになります。なお、判断要素については、下記の例の他、犯罪性の有無、反復・継続性、行為者の改悛の程度などが考えられます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第○条懲戒事由

社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その情状により、けん責、減給、出勤停止又は懲戒解雇に処する。

① 不正不義の行為をなし、従業員としての体面を汚したとき

② 法令、就業規則、服務規定その他会社の諸規定に違反するとき

③ 他人に対して明らかに達成が不可能な職務を一方的に与える、業務に必要のないことを強制的に行わせる行為を行ったとき

④ 他人に対して不法に辞職を強要しあるいはこれを教唆、扇動又は暴行脅迫を加え、若しくはその業務を妨害したとき

⑤著しく風紀秩序を乱し、又は乱すおそれのあるとき

⑥その他前各号に準ずる不適切な行為を行ったとき

２ 社員がパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを行った場合、前項①～⑥の各号に照らし、次の要素を総合的に判断した上で、処分を決定する。

① 行為の具体的態様（時間・場所(職場か否か)・内容・程度）

② 当事者同士の関係（職位等）

③ 被害者の対応（告訴等）・心情等

**お問い合わせ先**

千葉労働局雇用環境・均等室　電話：０４３－２２１－２３０７